

議案第15号

大口町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

大口町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、申請者の資格要件に大口町暴力団排除条例に基づく排除措置を追加することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大口町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大口町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の27の2に定めるとおり」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法人

(2) 法第115条の12第2項第6号に規定する役員等が大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請者の資格)</p> <p>第2条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、<u>次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>法人</u></p> <p>(2) <u>法第115条の12第2項第6号に規定する役員等が大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者</u></p>	<p>(申請者の資格)</p> <p>第2条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の27の2に定めるとおりとする。</u></p>